

男女共同参画社会

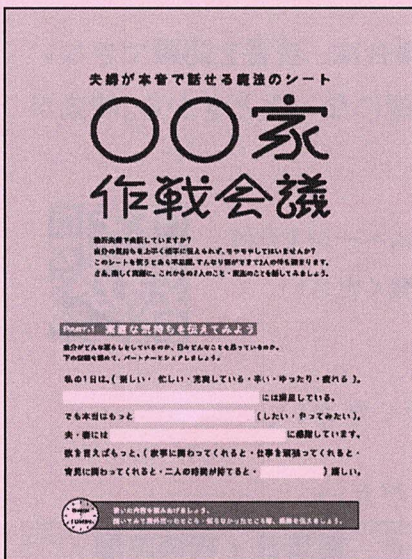
を考える情報誌 ききょうフォーラム通信



内閣府作成 夫婦が本音で話せる魔法のシート「〇〇家作戦会議」を紹介します

夫婦がお互いを理解し、楽しく家庭生活を送るには、日々のコミュニケーションが何より大切です。分かってはいても、私は「本当はこうしたい」、相手に「これをやってほしい」ということをうまく伝えることができない…。そんな気持ちを抱えたこともあるかもしれません。

二人が納得できるルールがあれば、細かい家事分担のめめ事が深刻な問題になることはなくなるかもしれません。内閣府男女共同参画局では、そうした夫婦の悩みを解決するきっかけとして、コミュニケーションツールを作成しています。主なポイントは以下のとおりです。



ポイント. 1 素直な気持ちを伝えてみよう

今の暮らしをどう思っているか、やりたいことや感謝していることなど、日々どんなことを思っているのか、素直に伝える。

ポイント. 2 2人の今を再確認

シートに1日24時間のタイムスケジュールを書き込み、「互いの今」と「理想の暮らし」、「時間の使い方」について確認する。

ポイント. 3 「家のこと」のシェア方法を考えよう

主な家事を10個あげて、分担度合いをグラフ化。負担に感じていることや相手にしてほしいと思っていることをチェック。

ポイント. 4 3年後の自分たちを想像してみよう

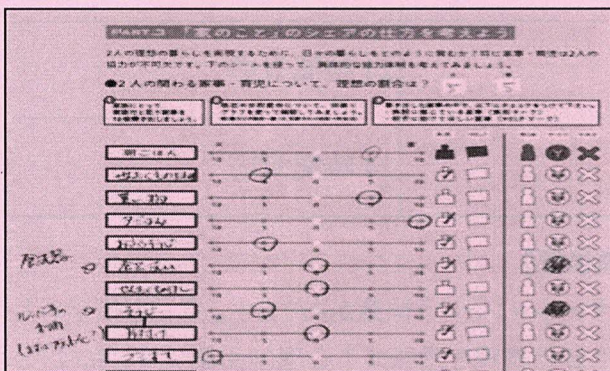
仕事のことや家庭のこと、余暇の使い方などを想像しながら、その実現方法について話し合う。



ツールは、左の QR コード
または「〇〇家作戦会議」
をインターネットで検索
してご利用ください。

家庭内の男女共同参画を考えるため、コミュニケーションツールを実践してみました

周囲にいる夫婦にコミュニケーションツールを使ってもらい、その感想を聞きました。



実際に記入してもらったシート

実際に使ってみて感じたこと

- ◆お互いの考えを確認し合えて良かった。
- ◆思っていることを和やかに伝えられた。
- ◆家事や育児について、相手が考えていることが分かった。
- ◆シェアの仕方と家事の見直しができた。
- ◆これからも時々コミュニケーションをとっていきたいと思った。

言葉にすると上手く伝えられなかったり、口に出すことでかえってトラブルになってしまったりすることも、紙で書いてみて視覚的に情報共有してみると案外うまくいくことがあります。夫婦間で本音の会話を増やし、よりよい家庭生活を送りましょう。

裏面に続く

男女共同参画トピックス 性犯罪の規定が変わりました

16歳未満の人へ性的な画像の撮影・送信を要求する行為も含まれます

7月13日から性犯罪に関する国の規定が次のように変わりました。

「強制性交等罪」は「不同意性交等罪」になりました
性交同意年齢が「13歳」から「16歳」に引き上げられました
わいせつ目的での16歳未満の者への面会要求などは処罰されます

性的な画像の盗撮は「撮影罪」

●これまでも盗撮は犯罪として処罰されてきましたが、その根拠が「迷惑防止条例」や児童買春等処罰法だったことで、処罰対象が都道府県で異なったり、対象が児童に限定されたりするなどの課題がありました。今回の変更でより広く処罰が可能となりました。

●その画像を人に提供することは「提供罪」として処罰されます。

性犯罪の公訴時効期間が延長されました

●不同意性交等致傷罪など…15年を20年に延長
●不同意性交等罪など…10年を15年に延長
●不同意わいせつ罪など…7年を12年に延長
いずれも被害に遭った時からの年数です。
被害時に18歳未満の場合は、被害を認識できない可能性を考慮し、「18歳になったときから」時効が発生します。


詳しくは、法務省ホームページまたは右のQRコードからご覧ください。



一人で悩まず、まずは相談を

辛い、苦しいと感じたら、一人で悩まずに、まずは電話でご相談ください。
相談は無料で、相談者の秘密は固く守られます。

相談窓口※緊急の場合は、110番または最寄りの警察署へご相談ください

相談窓口	電話番号等	相談日・相談時間
性暴力に関する SNS 相談 Cure time	チャット ※右のQRコードより ご利用ください。 	毎日 午後5時～午後9時
かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」	#8891 (はやくワンストップ) (045-322-7379)	24時間対応
相談電話「性犯罪110番」	#8103 (ハートさん) (0120-38-8103)	24時間対応
警察総合相談	#9110 (045-664-9110)	24時間対応

編集

伊勢原市男女共同参画推進委員会編集部会

発行

伊勢原市人権・広聴相談課
人権・男女共同参画推進係
伊勢原市田中348
電話:0463-94-4716(直通)
FAX:0463-92-9009
E-mail:jinken@isehara-city.jp



過去のききょう
フォーラム通信
はこちらからご
覧いただけます

【編集後記】

アサーションという言葉があります。自分も相手も大切に
した自己表現を意味する心理学用語です。私はこう思
う。あなたはどう思う？と適切に気持ちを伝え、相手の気
持ちも尊重します。

家族間でも一人一人考え方が違いますよね。

今日から少し意識しながら、始めてみませんか？